

第1回控訴審(2010年9月10日)報告

報告会の様子

「控訴理由書」、「被控訴人答弁」、控訴人準備書面(1) 紹介



○東京高等裁判所 第2回控訴審は

2010年11月18日(木)824号法廷、午後1時半～

そのあと午後2～4時、弁護士会館5階504号室で報告会。

第1回控訴審 報告(2010年9月10日)(824号法廷)午後3時～

高等裁判所ではじめての審理でしたが、今回も大勢の方々が傍聴してくださり、傍聴席がほとんど埋まりました。本当に心強く、みなさまのご支援に心から感謝しております。

審理は、三人の裁判官のもとで進められました。

控訴人(足田教諭側)が提出した控訴理由書がすでに6月30日に裁判所に提出されており、これに対する被控訴人(東京都)からの「答弁書」が9月1日に提出されました(控訴人にFAXで送付されました)。

控訴人からはさらに、控訴人準備書面(1)が9月7日付で前日に裁判所に提出しました。

審理では裁判長のもと、これらの提出された文書の確認と、また地裁での争点、高裁での追加の争点などが、大まかに確認されたあと、次回までに控訴人から準備書面と証拠書類がさらに提出されること、それを受けた反論が被控訴人から提出されることを確認し、それぞれの提出期限と、次回の第2回控訴審の日程が確認されました。

控訴人は10月18日まで準備書面を提出し、それを受けて非行訴人からとは11月8日までに準備書面を提出すること、それを受けて、次回第2回控訴審は11月18日(木)午後1時半から、東京高等裁判書第824号法廷で行われることになりました。

傍聴者が多かったので、今後、824号法廷でもよいか、整理券を発行する必要はないかと裁判長が心配していただきましたが、そのままこの法廷で行われることになりました。

地裁判決の理不尽さ、また被控訴人の答弁書の詭弁に、このままでは本当に、やりきれない思いだったの、次回までなんとか審理がつながってほっとしました。

大勢の方が傍聴してくださり、この裁判の重要性を意思表示してくださったおかげです。

ありがとうございました。

次回もぜひ、よろしくお願いいたします。

報告会の様子

審理終了後、すぐに東京弁護士会館に移動し、509号室で報告会を行いました。

22人もの方が参加してくださり、最近この裁判のことを知り、はじめて参加してくださった方も大勢いらしゃり、活発な議論が展開されました。

はじめに福島弁護士から、この裁判の概要、地裁判決を受けて、高裁での争点などについての説明をしていただき、これを受けて「分限処分」と「懲戒処分」の違い、「分限処分」の異常さが議論となりました。以下、参加者のみなさんから出されたご意見を紹介します（記録間違えをしているところもあります。お気づきの方はご指摘いただければ幸いです）。

- ・ 「分限」というのは「懲戒」とちがって、行ってしまったことについてではなく、その人のそのものについて判定するものだから、相当慎重にしなければならない。当時の学校現場の状況をもって丁寧にみるべきだ。
- ・ 自分は学校ではなく団体による被雇用者として不当な解雇をされたものだが、しかし、疋田先生の攻撃のされ方ととてもよく似ている。「適格性」がないとする根拠とりなる事実についての認定のところがおかしいのだ。
- ・ 本人が「体罰」について認識が間違っていた、自分が行った行為は「体罰」であり、それは間違った行為だった、反省していると表明しているのに、被告側も裁判官も、その表明に疑問を投げかけている。本心から反省してはいない。
- ・ 「判決」のとき初めて傍聴にきた知り合いがいて、「判決」についての裁判官の説明を聞いて、「これだけひどいことをしたのだから、解雇されてもしかたない」という感想をもったようだ。しかし、ずっと裁判を傍聴した立場からすれば、裁判官の説明が全く片手落ちであることはよくわかり、むしろ、今まで審理で明らかにしてきたことをなんだったのか、「判決」と裁判官の説明自体に大きな疑問をもつ。つまり、この事件・裁判は、ちょっとかいつまんだ人たちには誤解されやすい。そういう風に、仕掛けられた事件になっている。
- ・ 地裁のときにはじめから担当していた裁判官と同じ裁判官に自分もやられた。疋田裁判と同じように審理のときは原告、自分の主張に相当有利な尋問をしていたのに、判決ではコロっと変わった。この高裁の裁判官はどの人か、確認しておきたい。
- ・ 地裁の判決前に争点整理というものが行われたはずだ。判決ではそれが生かされていなかったように思う。
- ・ 「体罰」についても、その程度だけでなく、そのあと生徒に対してどのように対応したかということを見るべきだ。疋田先生はきちんと謝罪し、生徒との関係をちゃんとフォローしていた。その点をちゃんと評価すべきだ。
- ・ 私ははじめてこの裁判を傍聴したし、この事件についてはまだざっと資料をみただけだが、恐らく、疋田先生は、生徒の人間性を高めるような教育を行っていたから、攻撃を受けたのではないだろうか。

自分の住んでいるところの学校では、教員たちの「言葉」による暴力がひどく、その性で、不登校になったりする子どもがかなりいる。これは逆に、生徒の人間性を否定するような教育で、これに抗議し、何とかこれを変えようとしている保護者を知っている。しかし、「言葉」の暴力に抗議してもなかなかそれを変えることができず、ついにその方は将来に絶望してしまっている。

人間性を高めようとする教員が解雇され、方や、言葉のと暴力によって人間性を否定する教員は、抗議を受けてもそれを変えずにいられるような構図が見えてくる。
- ・ 疋田先生はまさに「微罪解雇」という不当処分を受けたのだと思う。自分が知っている事件では、警察組織の中で不正会計を内部告発した警察官が、まさに「微罪解雇」された。今、裁判でその不当処分を訴え、闘っている。また、える会社では解雇までされていないが、やはり、問題を告発したために、それとはことなる微罪でパワ・ハラメントを「制裁」的に受け続けている。

「上」に物申すものが、まさに「微罪解雇」「微罪制裁」を受け、世の中の口封じの見せしめになっている。
- ・ 自分のパワ・ハラメントによって解雇された。すでにこれまでの報告会でも語ら

せてもらってきたが、閉ざされた空間では権力は平気で人間性を否定する。そのような構造的問題がそこに共通してある。

- ・ 疋田教諭への処分は重過ぎる。
- ・ 教員を安易に解雇する動向が日本全体で広がってきた。はじめは身体に障害をもっている先生たちが攻撃された。
- ・ 日の丸・君が代問題での処分は今では定職三ヶ月としているが、疋田先生の解雇処分を使って、今後、解雇処分も辞さないというように、脅しているようにも思える。「解雇」というのはそれほど重い処分だ。
- ・ 日の丸・君が代問題で処分を受けた人たちは、その都度、「研修」を受けさせられている。かつてストライキに参加して処分を受けるということがあったが、今、そのように「研修」を受けさせること自体、そしてその内容自体にも問題がある。
- ・ 教員の「私物」という問題だが、理科だけでなく、図工ほかの先生たちはそれぞれ「準備室」もっている。教材と準備が特に他の教科より多いということからだと思うが、そのためにさらに教材は多くなりがちで、一般には多すぎて困るように見えることもあるが、他方で教材が多いのは教育活動に熱心な証拠ともいえる。自分は学校で仕事をしていたのでその様子はよく分かり、決して疋田先生だけのことではなく、一般的なことだ。
- ・ 「体罰」については 1980 年代に学校で子どもたちが荒れて大変だった。そこで「体罰」問題が起こり、議論になった。学校の先生たちは大変だったと思う。しかしその後、教員の数を増やすわけでもなく、1990 年代に入るとむしろ削減してきたのではないか。
- ・ 今、自分は裁判に勝って、今度は再雇用拒否という事態に直面している。分限免職とは教育への脅しだ。一昨年 7 月の分限免職に関する指針の通達を組合は軽く受け止めてすぎている。
- ・ 研修成果があっても解雇というのはおかしい。
- ・ 疋田先生が指導していたソフト・テニス部は 2002 年に全国大会にまで出場しているのに校長による 2003 年の評価で D 評価が付けられた。学校で唯一の D 評価で、そのこと事態、異常だ。

次回第 2 回控訴審は 2010 年 11 月 18 日(木)午後 1 時半から、

東京高等裁判所 第 824 号法定です。是非、傍聴してください。

このあと午後 2 ~ 4 時、弁護士会館 5 階、504 号室で報告会も行います。

こちら是非、報告会にご参加ください。ともに語り合ひましょう。

東京高裁向けに、新たに署名活動もはじめました。ホームページに新しい署名用紙をアップしましたのでご活用ください。

始動が遅れましたが、現在、すでに 00 筆以上の署名をいただいております。

ありがとうございます。

この数の多さは、疋田教諭に対する処分が異常であることを多くの方が認めてくださっている証拠であり、裁判官に是非、受け止めていただきたいと思えます。

なお署名はまだまだはじめたばかりです。是非、みなさま、周りの方に声をかけて、署名にご協力いただければ幸いです。

新しい「陳述書」(裁判所提出用)、激励メッセ-ジ(ホームページに掲載させていただきます)なども、改めて、是非、是非、お願いいたします。「陳述書」の書き方は、裁判ニュース No.2 (ホームページ掲載)をご参照いただき、宛名を東京高等裁判所 裁判官宛にいただければ、その他は同じ書式で大丈夫です。

編集後記

この裁判に関心をもって、今年から取材をしてくださっているレイバ - ネット映像記者の湯本雅典さんがこの裁判をドキュメンタリ - 映画『『不適格教師』の烙印を押された男、ジョニーカムバック』にしてくださいました。関係者へのインタビュー - による丁寧な取材をされています。

疋田先生のライブコンサ - トと合わせた上映会を現在、二つ計画しています。

以下はその上映会のお知らせです。なお、詳しくは案内(チラシ)を今度の第2回審理(11月18日)の後の報告会でもお配りします。

.....

『不適格教師』の烙印を押された男、ジョニーカムバック」上映日程

12月17日(金)ジョニーH、泣き寝入りはしない! 不当判決抗議ライブ2 & 「ジョニーカムバック」完成試写会

場所: 琉球センター「どうたっち」(JR山手線 駒込駅下車) TEL 03-5974-1333

時間: 午後7時 ~ 1800円

「どうたっち」の沖縄ブログ <http://dotouch.cocolog-nifty.com/blog/>

「どうたっち」の場所 <http://map.rakuten.jp/spot/141763>

2011年1月14日(金)「ジョニーカムバック」上映会&ジョニーHコンサート

場所: エデュカス東京(地下鉄有楽町線 麹町、JR市ヶ谷駅、JR四ツ谷駅)

時間: 午後7時 ~ 1000円

エデュカス東京の場所 <http://www.zenkyo.biz/map.html> tel03-5210-3511

.....

この裁判のことを広く多くの方に、分かりやすく伝えるために、このドキュメンタリ - の上映会を各地で開催したいと考えています。上映会の企画をしてくださる方がいらっしゃいましたら、是非、ご連絡ください。

よろしく申し上げます。

今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニーの会) 事務局 荒井容子

事務局 eメール yfe12833@nifty.co

支援の会のホームページ

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenschoku/index.html>

カンパは以下にお願いします。

郵便振替口座名 疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニーの会

口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コード 9900 店番 019 店名 〇一九店(ゼ'ロイチキウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダ'キョウユブ'ンゲ'ンメンシヨクトリケシソシヨウシエン

ジョニーの会の支援ホームページ 支援者の方による支援ホ - ムペ - ジは

<http://www.geocities.jp/cool sunglasses/hiki/channel-top.html>

リンクを貼ってくださっている

レイバーネットのホームページは <http://www.labornetjp.org/>